

# 白河市有料老人ホーム設置運営指導要綱

平成26年4月1日告示第48号

## 改正

平成27年9月1日告示第152号

平成28年5月25日告示第102号

令和3年10月25日要綱第48号

令和6年2月2日要綱第52号

## (趣旨)

第1条 この要綱は、白河市有料老人ホーム設置運営指導指針（以下「市指針」という。）に基づき、有料老人ホームの設置手続等について定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

### (1) 有料老人ホーム

老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第29条第1項に規定する有料老人ホームをいう。

### (2) 有料老人ホーム事業 老人を入居させ、次のアからエまでのいずれかを行う事業

ア 入浴、排せつ又は食事の介護（身体介護）

イ 食事の提供

ウ 洗濯、掃除等の家事の供与（家事援助）

エ 健康管理の供与

### (3) 設置者

有料老人ホームの設置者であって、法第29条第1項に基づく届出（有料老人ホーム設置の届出）をした者をいう。

### (4) 設置希望者

有料老人ホーム（高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項の登録を受ける予定又は現に登録を請けているサービス付き高齢者向け住宅（以下「サ高住」という。）を除く。）を設置しようとする者をいう。

## (事前協議の時期等)

第3条 市指針第3章第6項の規定により、設置希望者は、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発許可又は建築許可申請が必要な場合にあつては当該申請を行う前（開発許可対象外の場合にあつては、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築確認の申請を行う前）に、有料老人ホームの設置計画について、市長に事前協議を行わなければならない。ただし、開発許可又は建築許可を受けたものを有料老人ホームに転用する場合はその変更許可の申請前、既設建物を有料老人ホームに転用する場合はその用途変更の申請前に、事前協議を行わなけれ

ばならない。

- 2 事前協議は、原則として設置希望者が行うものとし、設計事務所、コンサルティング会社等の設置希望者でない者のみとの協議は行わない。

(事前協議)

第4条 設置希望者は、有料老人ホーム設置計画事前協議書(第1号様式。以下「事前協議書」という。)により、設置設計の詳細等について市長に協議しなければならない。

- 2 市長は、事前協議書の内容を審査した結果、当該協議に係る施設の設置計画が市指針及びこの要綱の規定に適合していると認められたときは、設置希望者に対して有料老人ホーム設置計画事前協議済書(第2号様式。以下「事前協議済書」という。)を交付するものとする。

- 3 設置希望者は、事前協議済書を受領した後に開発許可、建築許可又は建築確認等の申請を行うものとする。

(事前協議内容の変更)

第5条 設置希望者は、事前協議済書を受領してから次条の規定による設置届出までの間に、法第29条第1項各号に掲げる事項(第12条のとおり)を変更する必要がある場合には、速やかに有料老人ホーム設置計画変更協議書(第3号様式)を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の有料老人ホーム設置計画変更協議書の内容を審査した結果、当該変更協議に係る施設の設置計画が市指針及びこの要綱の規定に適合していると認められたときは、設置希望者に対して有料老人ホーム設置計画変更協議済書(第4号様式)を交付するものとする。

(届出等)

第6条 設置希望者は、建築確認後速やかに白河市老人福祉法施行細則(平成17年白河市規則第62号。以下「市規則」という。)第15条第1項の有料老人ホーム設置届により法第29条第1項の規定による届出を行うものとする。

- 2 市長は、前項の届出を受理したときは、有料老人ホーム設置届受理書(第5号様式)を設置希望者に交付するものとする。

- 3 設置希望者は、前項の有料老人ホーム設置届受理書の交付を受ける前には、入居者の募集を行ってはならない。

(工事の着工届)

第7条 工事の着工は、入居定員の相当数の入居見込者が確保されない場合においては、前払金の返還債務について銀行保証等が付された後に行わなければならない。ただし、前払金を徴さない場合はこの限りではない。

- 2 設置希望者は、工事に着工しようとするときは、あらかじめ、建設工事工程表及び前項の保証等契約書の写しを添付した建設工事着工届(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

(事業開始届)

第8条 設置希望者は、有料老人ホームの運営を開始したときは、有料老人ホーム事業開始届(第7号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の有料老人ホーム事業開始届には、重要事項説明書（第8号様式）及び有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表（第9号様式）並びに建物引渡し関係書類の写しを添付するものとする。

（事業変更届）

第9条 設置者は、第6条第1項の届出の内容のうち、第12条第1項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、法第29条第2項及び老人福祉法施行規則（昭和38年厚生省令第28号）第20条の5の規定により、当該変更前後の内容が確認できる書類を添えて、変更の日から一ヶ月以内に市規則第15条第2項の有料老人ホーム事業変更届を市長に提出しなければならない。

（事業廃止（休止）届）

第10条 設置者は、第6条第1項の届出の事業を廃止又は休止したときは、法第29条第3項の規定により速やかに市規則第15条第3項の有料老人ホーム事業廃止（休止）届を市長に提出しなければならない。

（定期報告）

第11条 設置者及び有料老人ホーム事業を行うサ高住を運営する者は、毎年7月1日現在の重要事項説明書及び有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表を作成し、同月末日までに市長に報告するものとする。

2 前項に規定する報告には、次の書類を添付するものとする。

- (1) 直近の事業年度の貸借対照表、損益計算書等の財務諸表
- (2) 他業を営んでいる場合は、他業に係る直近の事業年度の貸借対照表、損益計算書等の財務諸表
- (3) 親会社がある場合には、親会社の業務に係る直近の事業年度の貸借対照表、損益計算書等の財務諸表
- (4) 運営懇談会開催状況報告書（第10号様式）
- (5) その他市長が指定する書類

（随時報告）

第12条 第9条に規定する変更は、次のとおりとする。

- (1) 施設の名称及び設置予定地
- (2) 設置運営する者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- (3) 登記事項証明書又は条例等
- (4) 事業開始の予定年月日（事業開始届の提出前の者に限る。）
- (5) 施設の管理者の氏名及び住所
- (6) 施設において供与される介護等の内容
- (7) 建物の規模及び構造並びに設備の概要
- (8) 建築基準法第6条第1項の確認の内容
- (9) 直近の事業年度の決算（第8条に規定する有料老人ホーム事業開始届（以下「事業開始届」という。）の提出前の者に限る。）
- (10) 施設の運営の方針
- (11) 入居定員及び居室数
- (12) 職員の配置の計画（事業開始届の提出前の者に限る。）

- (13) 法第29条第9項に規定する前払金（以下「前払金」という。）、利用料その他の入居者の費用負担の額
- (14) 法第29条第9項に規定する保全措置
- (15) 入居契約に入居契約の解除に係る返還金に関する定めがあるときは、当該定めの内容並びに返還金の支払を担保するための措置の有無及び当該措置の内容
- (16) 事業開始に必要な資金の額及びその調達方法（事業開始届の提出前の者に限る。）
- (17) 長期の収支計画
- (18) 入居契約書及び重要事項説明書

2 設置者及び有料老人ホーム事業を行うサ高住を運営する者は、有料老人ホームにおいて次に掲げる事故等が発生した場合には、令和3年4月1日付け2生福第101号福島県保健福祉部長通知「高齢者保健福祉施設等における事故及び感染症等報告について（依頼）」により、当該事故等の内容を市長に報告するものとする。

- (1) 火災の発生
- (2) 地震、津波、台風等の天災による被害
- (3) 入所者の長時間の所在不明（概ね24時間経過しても発見できない場合等）
- (4) 入所者の事故若しくは誤嚥又はその他の理由による死亡
- (5) 入所者間又は職員の暴行等による入所者の死傷及び死傷に至らない虐待
- (6) 入所者の誤嚥若しくは骨折又はその他の理由による負傷
- (7) 入所者の誤薬（医師の処方どおりでない薬の服用・投与が行われた場合）
- (8) 入居者の財産侵害、職員の法令違反・不祥事等
- (9) 感染症又は食中毒（平成17年2月22日付け厚生労働省健康局長等通知に基づき報告が必要な場合）、またその可能性が疑われ、施設長等が報告を必要と認めた場合
- (10) その他第1号から前号までに準ずる重要な事項  
（定期立入調査）

第13条 設置者及び有料老人ホーム事業を行うサ高住を運営する者は、別途通知する定期立入調査資料等を市長に提出するものとする。

（事業収支計画の見直し）

第14条 設置者は、少なくとも3年ごとに有料老人ホームに係る事業収支計画の見直しを行うものとする。

（増改築の取扱い）

第15条 この要綱の規定は、設置者が入居定員の増加を伴う有料老人ホームの増改築をしようとする場合に準用する。この場合において、「設置希望者」とあるのは「設置者」と読み替えるものとする。

（改善命令）

第16条 市長は、市指針及びこの要綱に定める規定に反して設置運営されている有料老人ホームについて、当該有料老人ホームを設置運営する者に対し、改善のため必要な指導を行うものとする。

（業務停止命令）

第17条 市長は、前条に規定する改善命令に違反した場合であって、入居者の保護

のために特に必要があると認めるときは、当該有料老人ホームを設置運営する者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

(勧告等)

第18条 市長は、前条の指導に従わない有料老人ホームについて、当該有料老人ホームの入居者の保護に十分配慮しつつ、市指針等に反する事実を公表することができるものとする。

(適用前施設の取扱い)

第19条 この要綱の適用前に設置された有料老人ホーム及び事前協議書が受理された有料老人ホームを設置運営する者に対しては、可能な範囲において、速やかにこの要綱に適合するよう指導するものとする。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、有料老人ホームの設置及び運営の指導に関して必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年白河市告示第152号)

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

附 則 (平成28年白河市告示第102号)

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則 (令和3年10月25日要綱第48号)

この要綱は、令和3年10月25日から施行し、令和3年7月1日から適用する。

附 則 (令和6年2月2日要綱第52号)

この要綱は、令和6年2月2日から施行する。

